

資料 9 騒音規制法第 2 条第 3 項の政令で定める建設作業に係る特定建設作業一覧

作 業	備 考
1 くい打機（もんけんを除く）くい抜機、く い打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く） を使用する作業	くい打機をアースオーガーと併用する作業を除 く
2 びょう打機を使用する作業	
3 さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあっては、 1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距 離が 5 0 m を超えない作業に限る
4 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いる ものであって、その原動機の定格出力が 1 5 kw 以上のものに限る）を使用する作業	さく岩機の動力として使用する作業を除く
5 コンクリートプアント（混練機の混練容量 が 0.45 m ³ 以上のものに限る）アスファルト プアント（混練機の混練重量が 200kg 以上の ものに限る）を設けて行う作業	モルタルを製造するためにコンクリートプアン トを設けて行う作業を除く

資料 10 振動規制法第 2 条第 1 項の政令で定める特定施設一覧

- 1 金属加工機械
 - (1) 液圧プレス（矯正プレスを除く）
 - (2) 機械プレス
 - (3) せん断機（原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る）
 - (4) 鍛造機
 - (5) ワイヤーフォーミングマシン（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る）
- 2 圧縮機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る）
- 3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る）
- 4 織機（原動機を用いるものに限る）
- 5 コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のものに限る）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る）
- 6 木材加工機械
 - (1) ドラムバーガー
 - (2) チッパー（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る）
- 7 印刷機械（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る）
- 8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る）
- 9 合成樹脂用射出成形機
- 10 鋳型造型機（シルト式のものに限る）

資料 11 振動規制法第 2 条第 3 項の政令で定める特定建設作業一覧

- 1 くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業
- 2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
- 3 舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る）
- 4 ブレーカー（手持式のものを除く）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る）

資料12 公害関係事犯検挙状況

(昭和58年1月~12月)

法令別 署別	廃棄物 処理		水濁法		砂利 採取法		河川法		と畜 場法		自然 公園法		漁業 法等		海岸法		へ 獣 理 法		自然環 境保 全 条 例		合 計		前 年 同 期	
	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人
岩美	11	10									2	2									13	12	1	1
鳥取																							3	3
郡家	7	7							1	4			5	6							13	17	4	4
智頭	3	3																			3	3	3	4
兵村	7	10											2	4	1	2					10	16	8	8
倉吉	5	6																			5	6	10	11
八橋	2	3											6	6	2	2					10	11	3	3
米子	1	1																			1	1	8	7
境港																							2	4
備口	6	7											3	7							9	14	8	7
黒坂																							8	8
合計	42	47							1	4	2	2	16	23	3	4					64	80		
前年 同期	49	48			1	1	3	3							4	7	1						58	59

(県警防犯課調べ)

公害苦情取扱い状況

昭和58年(1~12月)

措置別	公害種別	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	合計
		受理件数		1			9			
措置別	話合いあっせん				1				2	3
	警告・指導				5				5	10
	検挙								10	10
	他機関通報		1		3				4	8
	措置不能								2	2
	その他							4	4	4
前年苦情受理件数			2		14				17	33

(県警防犯課調べ)

資料 13 昭和 58 年度環境保全関係予算等の概要

◎環境保全課

(単位 千円)

事業名	58年度予算	備考
(目) 環境保全費		
清掃指導費	8,750	一般廃棄物処理指導費 4,894 産業廃棄物処理指導費 1,278 し尿浄化槽検査指導費 2,578
環境保全行政費	2,776	公害対策審議会費 284 水質審議会費 287 環境保全推進費 1,879 公害紛争処理費 326
大気汚染防止対策費	7,980	条例施行費 1,535 環境汚染物質調査費 491 窒素酸化物等自動監視測定費 1,329 境港外港竹内地区埋立事業環境監視費 3,583 汚染物質排出量調査費 224 酸性雨成分分析調査 818
水質汚濁防止対策費	18,915	条例施行費 6,111 二級河川等調査費 1,124 水質測定計画作成費 420 環境基準常時監視費 9,662 中海淡水化影響調査費 440 湖沼水質総量規制検討調査費 338 湖沼浄化対策推進費 320 中海水質管理計画策定費 500
騒音防止対策費	408	
振動防止対策費	502	
悪臭防止対策費	1,591	
地盤沈下防止対策費	1,696	
海水浴場整備促進指導費	256	
計	42,874	

◎自然保護課

(単位：千円)

事業名	58年度予算	備考	
(目) 環境保全費			
自然環境保全審議会費	937	自然環境保全審議会費	937
自然保護行政費	2,671	自然保護行政費	2,671
自然保護対策費	1,198	自然保護用地管理事務費	1,198
公園調査及び管理費	25,432	大山遭難防止対策費	169
		公園計画等調査指導費	500
		国立公園施設管理費	18,211
		国定公園管理費	970
		中国自然歩道施設管理費	5,582
公園等施設整備事業費	71,800	山陰海岸国立公園施設整備事業費	51,800
		大山隠岐国立公園施設整備事業費	16,000
		県立公園施設整備	4,000
温泉審議会費	1,437	温泉審議会費	1,437
温泉振興対策費	12,903	温泉調査指導監督費	765
		東郷羽合温泉保全調査費	8,638
		浜村温泉保全調査費	3,500
自然保護思想普及啓蒙事業	2,064	自然解説事業費	1,063
		自然保護研修事業費	701
		自然歩道利用促進費	300
自然科学館管理運営費	10,538	大山自然科学館管理運営費	7,218
		山陰海岸自然科学館管理運営費	3,320
保全地域調査及び管理費	1,012	保全地域調査及び管理費	1,012
計	129,992		

資料14 市町村の公害行政機構

市町村名	公害行政担当部・課名	公害対策審議会設置	公害対策協議会設置
鳥取市	下水環境部<環境検査室	環境保全審議会 昭和47.10.13	
米子市	厚生部環境保全課	45.10.1	
倉吉市	福祉部環境課	45.11.1	
境港市	民生部保健課	47.10.5	
国府町	民課		
岩美町	民課		
福部町	住民課		
船岡町	保健課		
河原町	保健課	47.10.2	
八束町	福祉課	49.4.1	
若用町	民生課	46.3.24	
佐治村	民生課		昭和45.7.27
智頭町	民生課	47.1.10	
気高町	民生課		
鹿野町	民生課	46.1.20	
青谷町	民生課	46.10.23	
羽合村	住民課	47.6.20	
泊東町	住民課	46.12.22	
三朝町	住民課	46.4.1	
関金町	住民課	47.1.1	
北大条町	住民課	45.12.22	
大東町	保健課	46.10.1	
赤碕町	保健課	45.9.1	
西碕町	保健課	46.6.1	
会本町	企画課	48.3.24	
岸見村	企画課		
日吉津村	環境課	46.8.31	
淀江町	環境課	47.7.1	
大名町	環境課	47.4.1	
中日町	環境課		
日野町	環境課		
江瀨町	環境課		

資料15 市町村の環境関係条例制定状況

条 例	公 布 日	施 行 日
鳥取市自然保護および環境保全条例	昭和 4 7. 1 0. 1 3	昭和 4 7. 1 0. 1 3
米子市環境保全条例	4 7. 6. 2 8	4 7. 7. 1
倉吉市公害防止条例	4 8. 9. 1 3	4 9. 1. 1
境港市公害防止条例	4 8. 1 2. 2 4	4 9. 6. 1
大栄町環境保全条例	4 8. 1 2. 1 4	4 9. 1. 1
大山町環境保全条例	4 8. 7. 2	4 8. 7. 2
赤碕町環境保全条例	4 9. 4. 1	4 9. 4. 1
東伯町環境保全条例	5 4. 1 0. 1	5 4. 1 0. 1
三朝町環境保全条例	5 4. 3. 2 7	5 4. 9. 2 6
関金町環境保全条例	5 3. 3. 2 9	5 3. 3. 2 9
西伯町環境保全条例	4 9. 3. 2 3	4 9. 3. 2 3
羽合町環境保全条例	4 9. 9. 3 0	4 9. 9. 3 0
東郷町環境保全条例	4 9. 1 0. 1	4 9. 1 0. 1

資料 16 市町村及び住民の公害防止協定締結状況

締 結 当 事 者		業 種	締結年月日	備 考
市町村等	締結企業（工場）等			
鳥 取 市	光和金属工業㈱	金 属 製 品	昭和 48.12.28	工業団地進出企 業との協定
	鳥取アルマイト㈱		54. 7. 25	
	鳥取旭工業㈱		50.12.29	
	上原メッキ工業			
	大洋住研ホーロー㈱	窯 業		
	㈱山陰カッパ総合現像所	写 真 現 像		
	㈱アサヒメッキ	金 属 製 品		
	協同組合鳥取鉄工センター他1社	”	51. 7. 26	
	㈱鳥取菓子工業センター他5社	食 料 品 製 造	52. 9. 10	
	山根金属工業㈱	金 属 製 品	50.12.29	
	三洋製紙㈱	製 紙		
	鳥取三洋電機㈱	電 気 製 品	51. 4. 1	
	鳥取ダイヤモンド電機㈱	”	57. 9. 8	
	大同端子製造㈱	”	”	
丸栄金属製作所	機 械 製 品	”		
住 民	鳥取県	工 業 試 験 場 汚 水 処 理 施 設	52. 1. 10	市立会人
米 子 市	米子市	清 掃 工 場 建 設	52. 8. 19	市立会人
”	アスファルト合材㈱	アスファルトプファント	56.10.20	
倉 吉 市	日本チップ工業㈱	木 材 ・ 木 製 品	47. 2. 16	市立会人
	㈱明治機械製作所	機 械	47. 7. 20	
	関金生コン㈱	生 コ ン プ フ ァ ン ト	48. 2. 14	
	東伯町長他	清 掃 工 場 建 設	48.10.22	
	倉吉市農業協同組合	畜 産	49. 9. 27	
	打吹建設㈱	アスファルトプファント	47.11. 8	
住 民	神鋼機器工業㈱	機 械	50. 2. 21	”
境 港 市	日本石油㈱	石 油	49. 9. 20	
福 部 村	同和建設㈱	アスファルトプファント	46.10.27	
国 府 町	寺本孝太良（養鶏）	畜 産	48. 8. 24	
	㈱伊藤ブロイラー	”	48.12.28	
岩 美 町	三洋デュッセル㈱	乾 電 池 製 造 業	58. 5. 7	

締 結 当 事 者		業 種	締結年月日	備 考
市町村等	締結企業(工場)等			
郡家町	㈱藤原組 郡家建設㈱	アスファルトプファント "	昭和 51.12.9 51.11.25	
河原町	鳥取八木電子㈱	電 気 製 品 製 造	48.10.19	
八東町	昭和樹脂化工㈱ 朝倉 勲 八東町農業協同組合	化 学 製 品 畜 産 "	51.7.30 51.12.8 53.4.15	
羽合町	倉吉魚市場㈱ 鳥取県	水 産 食 料 品 天神川流域・下水道 終末処理場設置	47.6.1 51.4.30	
泊 村	富士西産業㈱	食 料 品 製 造	48.10.19	
三朝町	小椋興業(有) 鳥取県中部森林組合 中部砂利生産協同組合	土 石 木 材 ・ 木 製 品 土 石	57.8.20 57.10.14 58.5.2	
北条町	山陰自動車整備工業㈱ 中部建設協同組合 三陽合繊㈱ 前川菊次 北条町農業協同組合 中部舗装㈱ 北条町農業協同組合 県央自動車協業組合	車 輛 整 備 土 石 紡 績 フ イ ス セ ン タ ー アスファルトプファント 畜 産 車 輛 整 備	50.9.20 50.6.28 53.10.5 52.6.13 52.3.19 55.1.18 56.6.15 56.8.20	
大栄町	㈱河 鶴 大栄町農業協同組合 東伯町農業協同組合 倉吉家具工業(有) 鳥取サンシャインセンター 新興螺子(有) (有)岡崎種鶏場 大栄町農業協同組合 扶桑木材㈱ 大栄町農業協同組合堆肥センター " " " "	食 料 品 製 造 木 材 木 製 品 畜 産 家 具 ク リ ー ニ ン グ 機 械 部 品 製 造 畜 産 フ イ ス セ ン タ ー 建 材 肥 料 " "	51.11.17 52.12.20 55.2.25 50.2.5 50.4.11 55.5.30 59.5.11 52.11.11 47.1.20 56.10.3 57.12.13 58.7.27	(大根つけもの) (バーク粉砕) 町立会人 " " "
赤碕町	富士西産業㈱ 赤碕町農業協同組合 赤碕生コン㈱ 上野水産㈱ 赤碕町農業協同組合	食 料 品 製 造 農 産 物 加 工 生 コ ン プ ッ ト 水 産 食 料 品 フ イ ス セ ン タ ー	48.10.28 51.12.15 49.12.27 49.1.22 53.12.7	県立会人 "

締 結 当 事 者		業 種	締結年月日	備 考	
市町村等	締結企業(工場)等				
東伯町	東伯町農業協同組合	畜 産	昭和	町立会人	
住 民	下伊勢畜産団地組合	"	53. 8. 21		
"	東伯町農業協同組合	"	53. 2. 20		
"	"	畜産 農産物加工	52. 4. 27		
"	"	畜 産	52. 12. 28		
"	"	"	53. 3. 2		
"	"	"	53. 8. 10	町立会人	
"	"	"	53. 9. 6		
"	"	"	55. 3. 25		
名和町	山陰畜産㈱	畜 産	48. 12. 14		町立会人
住 民	㈱山水園	"	51. 5. 10		
"	山陰畜産㈱	"	49. 6. 10		
"	㈱鳥取県食肉センター	"	57. 7. 30		
"	枝谷純拓	"	50. 10. 11		
"	名和食鶏㈱	"	54. 10. 24		
大山町	㈱近畿北コン	生コンプット	48. 1. 31		
西伯町	江崎グリコ㈱	食料品製造	49. 11. 20		
淀江町	大勇自動車	車 輛 整 備	50. 5. 15	町立会人	
住 民	㈱大協組	土 石	49. 10. 21		
"	山根 巖	病 院 建 設	53. 12. 25		
"	山本金属工業㈱	電 気 製 品 製 造	48. 12. 28		
"	鳥取県経済農業協同組合連合会	食 料 品 製 造	53. 8. 17		
"	㈱ソカサ製作所	電 気 製 品 製 造	50. 12. 28		
"	ューキング	パ チ ン コ 店	58. 6. 23		
"	米子精工㈱	機 械 加 工	51. 2. 13		
"	山陰食鶏農業協同組合	畜 産	49. 5. 31	"	
"	"	"	59. 8. 17	"	
会見町	粟村製作所	機 械 器 具 製 造	49. 5. 15	県立会人	
	西部製砂協同組合	土 石	56. 6. 29		
日吉津村	王子製紙㈱	パルプ・紙製品	51. 10. 8	県立会人	
日野町	矢崎部品㈱	電 気 製 品	51. 6. 1		
日南町	邑産業㈱	土 石	54. 8. 20	町立会人	
住 民	㈱日清畜産センター	畜 産	49. 10. 2		
"	生山礦業㈱	土 石	52. 2. 15		
"	日南町	畜 産	54. 7. 31		
"	山陰食鶏農協 三吉食鶏組合	畜 産	54. 8. 28		

資料17 県内石油製品年度別使用量の推移

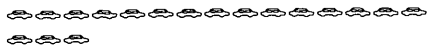
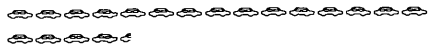
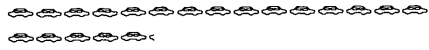
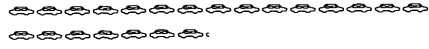
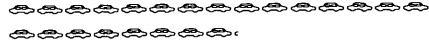
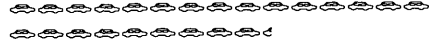


(単位 kl)

製品別 年度	揮発油	ナフサ	ジェット 燃料油	灯油	軽油	A重油	B重油	C重油	燃料油 合計
52年度	使用量 202,228 (構成比) (26.6%) 前年伸率 4.8	13,508 (1.8%) △10.6	7,056 (0.9%) △3.9	100,818 (13.3%) △3.3	130,184 (17.1%) 8.2	122,784 (16.2%) △3.7	57,488 (7.6%) △1.4	126,008 (16.6%) △5.5	760,074 (100.0%) 0.1
53年度	使用量 218,176 (構成比) (26.9%) 前年伸率 7.9	8,917 (1.1%) △34.0	6,187 (0.8%) △12.3	108,922 (13.4%) 8.0	145,258 (17.9%) 11.6	135,923 (16.8%) 10.7	52,273 (6.4%) △9.1	135,138 (16.7%) 7.2	810,794 (100.0%) 6.7
54年度	使用量 225,315 (構成比) (26.8%) 前年伸率 3.3	3,587 (0.4%) △59.8	13,729 (1.6%) 221.9	110,821 (13.2%) 17	162,261 (19.3%) 11.7	145,920 (17.3%) 7.4	49,005 (5.8%) △6.3	130,920 (15.6%) △3.1	841,558 (100.0%) 3.8
55年度	使用量 222,229 (構成比) (28.4%) 前年伸率 △1.4	1,526 (0.2%) △57.5	14,855 (1.9%) 8.2	112,136 (14.3%) 1.2	164,048 (21.0%) 1.1	107,703 (13.8%) △26.2	44,332 (5.7%) △9.5	115,934 (14.8%) △11.4	782,763 (100.0%) △7.0
56年度	使用量 226,084 (構成比) (29.1%) 前年伸率 1.7	0 (0%) -	14,169 (1.8%) △4.6	111,883 (14.4%) △0.2	169,124 (21.8%) 3.1	112,975 (14.5%) 4.9	32,890 (4.2%) △25.8	110,080 (14.2%) △5.0	777,205 (100.0%) △0.7
57年度	使用量 225,290 (構成比) (30.6%) 前年伸率 △0.4	0 (0%) -	14,185 (1.9%) 0.1	103,609 (14.1%) △7.4	158,763 (21.6%) △6.1	117,956 (16.0%) 4.4	21,891 (3.0%) △33.4	93,689 (12.8%) △14.9	735,383 (100.0%) △5.4
昭和58年度	使用量 225,340 (構成比) (28.8%) 前年伸率 0.0	0 (0%) -	15,242 (1.9%) 7.5	126,835 (16.2%) 22.4	169,508 (21.6%) 6.8	117,570 (15.0%) △0.3	23,162 (3.0%) 5.8	105,733 (13.5%) 12.9	783,390 (100.0%) 6.5

(県・通商観光課調べ 通産省発行の「エネルギー生産・需給統計月報」による)

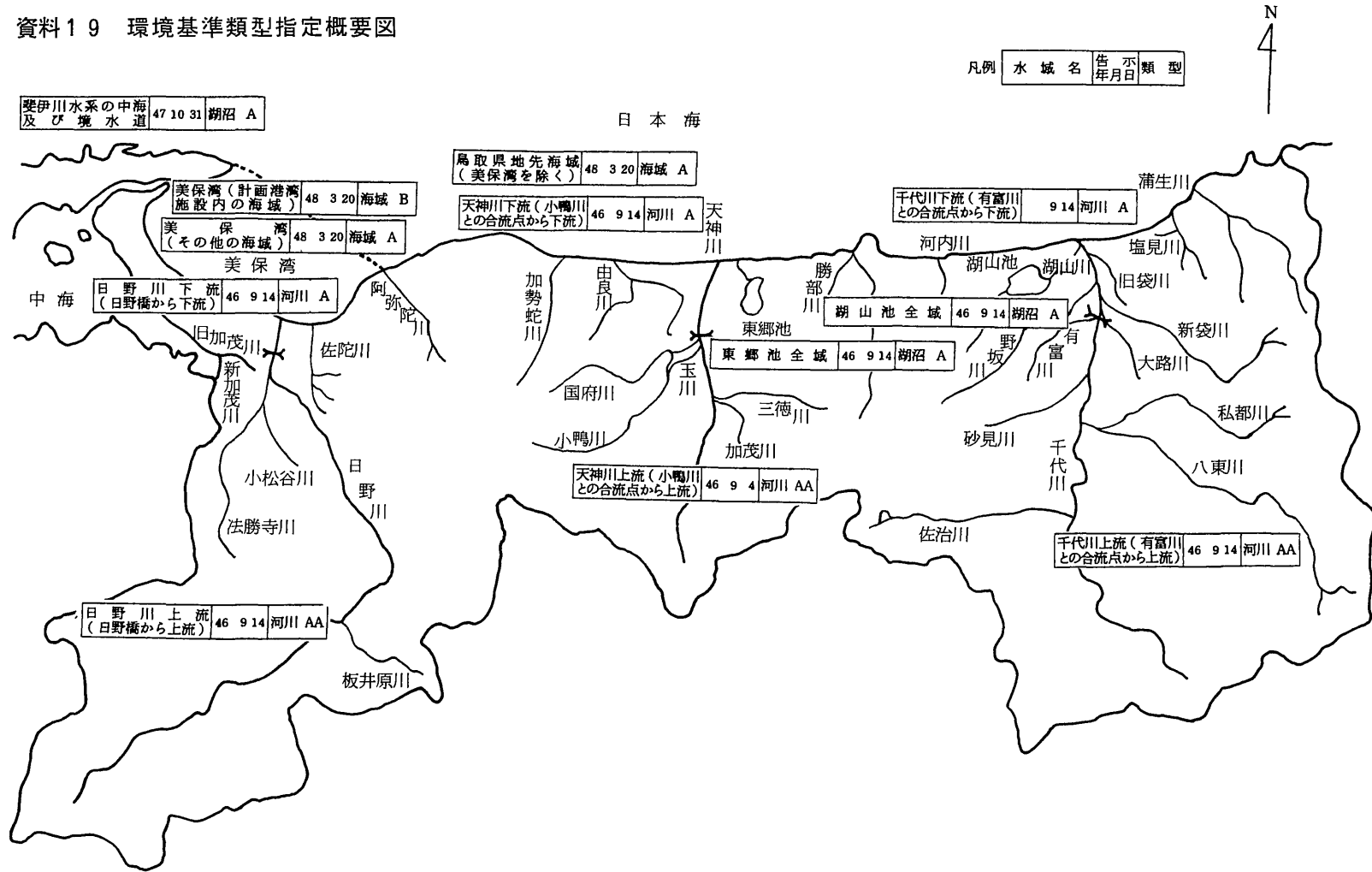
資料18 県内自動車保有台数の推移

1万台

昭和 52. 3		(182,275台)
53. 3		(196,626台)
54. 3		(211,527台)
55. 3		(227,021台)
56. 3		(237,679台)
57. 3		(247,635台)
58. 3		(257,284台)
59. 3		(264,624台)

(鳥取県陸運事務所調べ)

資料19 環境基準類型指定概要図



資料20 水質の経年変化(昭和53~58年度)

水域名	地点名	BOD年平均值(mg/l)								
		53年度	54年度	55年度	56年度	57年度	58年度	53年度		
〔河川〕 (1級河川) 千代川水系	千代川	賀露	2.3	1.6	1.7	1.5	2.0	1.5	0.8-6.4	
		行徳	1.3	0.7	0.8	0.9	1.0	1.1	<0.5-5.5	
	八東川	源太橋	0.8	0.7	0.8	0.9	0.9	1.1	0.6-1.3	
		稲常	0.7	0.8	0.7	1.0	0.9	1.0	<0.5-1.8	
	私都川	佐貫	0.6	0.6	0.7	0.8	0.9	0.9	<0.5-0.9	
		市瀬	1.2	0.6	0.6	0.7	1.1	1.1	<0.5-3.7	
	佐治川	毛谷	0.7	0.5	0.6	0.7	0.8	0.8	<0.5-2.8	
		米岡橋	0.9	0.6	0.6	0.8	1.0	1.0	<0.5-2.0	
	天神川水系	天神川	万代寺	0.8	0.6	0.6	0.8	1.1	1.0	<0.5-2.6
			岸野	0.7	0.5	0.6	0.6	0.8	0.8	<0.5-2.3
	加茂川	下門尾	別府	1.9	0.8	0.8	0.9	1.0	1.2	0.6-5.6
			別府	0.9	0.6	0.6	0.7	0.9	0.9	<0.5-2.7
〔河川〕 (1級河川) 天神川水系	天神川	田後	1.4	1.0	0.9	1.2	1.6	1.1	0.5-3.9	
		小田	2.0	1.8	0.9	1.2	1.9	1.4	0.5-7.2	
	小鴨川	大原	0.7	0.9	0.7	0.7	1.1	0.8	<0.5-1.0	
		今泉	0.5	0.7	0.6	0.6	0.8	0.7	<0.5-0.5	
	三徳川	穴鴨	0.7	0.6	0.7	0.6	0.6	0.6	<0.5-1.4	
		巖城	0.9	1.0	0.8	0.9	1.4	0.8	<0.5-1.5	
	加茂川	河原町	0.6	0.8	0.7	0.6	1.0	0.7	<0.5-1.1	
		関金	0.7	0.8	0.6	0.5	0.6	0.7	<0.5-1.8	
	加茂川	今西	0.7	0.5	0.6	0.6	0.6	0.6	<0.5-0.8	
		横手	1.3	0.9	0.8	0.9	1.2	0.9	<0.5-2.1	
加茂川	片柴	森	0.7	0.5	0.6	0.7	0.8	0.7	<0.5-1.2	
		森	0.7	0.5	0.6	0.6	0.6	0.6	<0.5-1.4	

(注) x/y 環境基準に不適合の日数/総測定日数

BOD最小値~最大値(mg/l)					x / y					
54年度	55年度	56年度	57年度	58年度	53年度	54年度	55年度	56年度	57年度	58年度
0.5-2.6	0.6-2.8	0.9-2.3	1.0-3.4	0.7-2.8	4/12	4/12	4/12	2/12	3/12	2/12
<0.5-1.2	0.5-1.5	0.5-1.8	0.6-2.2	<0.5-1.7	2/24	0/12	0/12	0/12	1/12	0/12
<0.5-1.3	<0.5-1.1	0.5-1.6	0.6-1.4	<0.5-2.0	1/12	2/12	2/12	5/12	3/12	8/12
<0.5-1.6	<0.5-1.5	0.5-1.9	0.5-2.3	<0.5-1.6	1/12	2/12	2/12	5/12	3/12	5/12
<0.5-1.2	<0.5-1.0	<0.5-1.4	<0.5-2.0	<0.5-1.9	0/12	1/12	0/12	3/12	4/12	3/12
<0.5-1.0	<0.5-1.4	<0.5-1.4	<0.5-2.3	0.5-1.9	5/12	0/12	2/12	3/12	4/12	4/12
<0.5-1.0	<0.5-1.1	<0.5-1.2	<0.5-1.5	<0.5-1.3	1/12	0/12	1/12	2/12	2/12	3/12
<0.5-1.4	<0.5-0.9	<0.5-1.4	0.5-1.9	<0.5-1.7	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5-1.3	<0.5-1.3	<0.5-1.8	<0.5-2.5	<0.5-1.5	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5-0.7	<0.5-1.0	<0.5-1.0	<0.5-1.4	<0.5-1.4	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5-1.8	<0.5-1.6	0.5-1.5	<0.5-2.1	0.6-2.0	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5-0.9	<0.5-1.1	<0.5-1.1	<0.5-1.8	<0.5-1.6	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5-2.4	<0.5-1.5	<0.5-2.2	<0.5-3.1	0.5-1.9	3/25	2/24	0/24	1/24	5/24	0/12
0.5-6.7	0.5-2.5	0.5-3.5	1.1-3.8	0.5-4.0	20/30	9/30	2/30	1/30	10/30	3/30
<0.5-1.9	<0.5-1.5	<0.5-1.2	0.7-1.8	<0.5-2.0	0/12	3/12	1/12	1/12	4/12	3/30
<0.5-1.6	<0.5-0.9	<0.5-0.8	<0.5-1.1	<0.5-1.6	0/12	2/12	0/12	0/12	1/12	1/12
<0.5-0.9	<0.5-2.0	<0.5-0.8	<0.5-1.0	<0.5-0.9	1/12	0/12	1/12	0/12	0/12	0/12
0.5-1.9	<0.5-1.3	<0.5-1.3	0.6-2.8	<0.5-0.9	/12	/12	/12	/12	/12	/12
0.5-1.6	<0.5-1.3	<0.5-1.0	0.5-1.7	<0.5-0.9	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5-2.0	<0.5-1.0	<0.5-0.9	<0.5-0.8	<0.5-1.0	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5-0.6	<0.5-1.3	<0.5-0.9	<0.5-1.0	<0.5-0.8	/12	/12	/12	/12	/12	/12
0.5-1.8	<0.5-1.7	<0.5-1.6	<0.5-2.1	0.5-1.3	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5-0.9	<0.5-1.0	<0.5-1.1	<0.5-1.6	0.5-0.9	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5-0.6	<0.5-0.9	<0.5-0.8	<0.5-1.1	<0.5-0.8	/12	/12	/12	/12	/12	/12

水 域 名	地 点 名	BOD又はCOD年平均値 (mg/ℓ)						
		53年度	54年度	55年度	56年度	57年度	58年度	53年度
日野川水系								
日野川	皆生	0.9	1.1	0.7	1.3	1.2	1.0	<0.5 3.5
	車尾	1.1	1.3	0.9	1.1	1.2	1.2	<0.5-3.7
	八幡	0.7	0.8	0.6	1.0	1.0	1.0	<0.5 1.9
	溝口	0.6	0.8	0.6	1.1	1.1	0.9	<0.5 1.1
	武庫	0.7	0.6	0.7	0.8	0.8	0.8	<0.5-1.3
	下榎	0.6	0.5	0.6	0.8	0.6	0.8	<0.5-1.4
	生山	0.7	0.6	0.6	0.9	0.7	1.0	<0.5-1.3
	矢戸	0.5	0.6	0.6	0.7	0.7	0.6	<0.5-0.8
法勝寺川	福市	0.9	1.1	0.9	1.2	1.4	1.1	<0.5-2.0
	法勝寺	0.7	0.7	0.7	0.9	1.2	1.0	<0.5-1.2
板井原川	高尾	0.6	0.5	0.5	0.7	0.6	0.5	<0.5 1.2
(2級河川)								
蒲生川	3地点	1.3-1.8	0.8-1.2	0.5-0.6	0.6-0.7	0.7-0.9	1.2-1.3	<0.5-3.2
塩見川	"	1.6-2.0	0.6-1.6	0.6-1.2	0.6-1.2	0.8-1.0	1.1-1.8	0.6-2.9
河内川	"	1.2-4.1	0.8-3.5	<0.5-1.1	0.6-1.0	0.8-1.1	1.0-2.3	<0.5 5.8
勝部川	"	1.5-2.4	1.7-2.8	0.7-1.4	0.8-2.0	1.1-2.0	1.0-1.6	0.7-4.3
由良川	"	1.1-3.0	0.8-2.5	0.8-1.8	1.4-2.0	1.2-2.0	1.2-2.1	<0.5-4.1
加勢蛇川	"	0.6	0.6-0.7	0.7	0.6-0.9	0.7-0.8	0.6-0.7	<0.5-4.1
阿弥陀川	"	1.0-1.2	0.7-1.2	0.8-1.2	0.6-0.9	0.6-0.7	0.9-2.1	0.5-2.1
佐陀川	"	1.2-1.6	1.9-2.3	1.0-1.5	0.9-1.2	0.8-1.1	1.1-1.6	0.7-2.8
(都市河川)								
旧袋川	7地点	4.0-6.8	3.4-5.8	2.6-1.2	3.1-5.5	3.2-5.2	2.8-5.7	0.8-1.1
玉川	5地点	0.9-2.9	0.9-1.4	0.8-2.3	0.8-1.6	1.1-1.6	0.8-1.1	<0.5-7.1
旧加茂川	5地点	1.7-4.2	1.8-2.4	7.6-1.2	7.1-1.2	7.4-1.2	6.7-1.5	4.5-10.0
〔湖沼〕								
湖山池	4地点	7.3-9.4	4.6-5.4	4.5-4.9	4.9-5.7	4.3-4.8	5.2-5.5	3.2-2.5
東郷池	"	6.3-6.7	4.9-5.9	3.9-4.1	3.8-3.9	4.8-4.9	5.1-5.4	3.3-1.4
多鯨ヶ池	3地点	4.1-4.3	2.8-3.3	3.0-3.1	3.6-3.9	3.5-3.9	3.2-3.4	2.8-6.2
中海	5地点	3.6-5.4	2.6-5.1	2.1-5.9	2.7-6.6	2.1-5.1	2.0-4.9	2.1-9.7
〔海域〕								
美保湾	8地点	1.5-2.0	1.5-2.3	1.2-2.2	1.2-2.4	0.8-1.5	0.9-1.9	<0.5-3.1
日本海沿岸	"	1.0-1.2	0.6-1.3	0.7-1.4	0.8-1.4	0.7-1.0	0.6-1.0	0.5-1.6

(注) x/y 環境基準に不適合の日数/総測定日数

BOD又はCOD最小値~最大値 (mg/ℓ)					x / y					
54年度	55年度	56年度	57年度	58年度	53年度	54年度	55年度	56年度	57年度	58年度
<0.5 7.7	<0.5-1.1	0.6 3.2	0.6 2.8	<0.5 1.5	1/23	2/24	0/24	3/24	2/23	0/12
<0.5 4.8	<0.5 2.6	0.5 3.1	<0.5-2.4	<0.5-2.7	1/29	4/30	1/30	4/30	2/29	1/30
<0.5 1.9	<0.5 0.9	<0.5 3.2	0.5-2.4	<0.5-1.8	1/12	2/12	0/12	3/12	4/11	12/30
<0.5-2.1	<0.5-0.8	<0.5 3.3	0.5 2.1	0.5 1.9	1/12	1/12	0/12	4/12	5/11	3/12
<0.5 0.7	<0.5 1.2	0.5-1.3	0.5-1.1	<0.5 1.0	1/12	0/12	1/12	2/12	1/12	0/12
<0.5 0.7	<0.5-0.8	0.5 1.1	<0.5-1.0	<0.5 1.2	1/12	0/12	0/12	3/12	0/12	1/12
<0.5-0.8	<0.5 0.8	0.6 1.1	<0.5-1.2	<0.5 3.2	1/12	0/12	0/12	3/12	1/12	2/12
<0.5-0.9	<0.5 0.7	<0.5-1.5	<0.5 1.1	<0.5 1.0	0/12	0/12	0/12	1/12	1/12	0/12
<0.5 2.8	0.6 1.3	0.7 3.4	<0.5-2.6	0.7 1.9	/12	/12	/12	/12	/11	/12
<0.5 1.3	<0.5-1.2	<0.5-2.5	<0.5 2.2	0.5 1.9	/12	/12	/12	/12	/11	/12
<0.5 0.7	<0.5 0.6	<0.5 1.1	<0.5 0.8	<0.5 0.6	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5 1.7	<0.5-0.8	<0.5 1.0	<0.5 1.2	0.7 1.8	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5 2.5	<0.5 1.5	<0.5 1.8	<0.5 1.2	0.7-2.7	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5-5.9	<0.5 2.1	<0.5 1.9	0.5 0.9	<0.5 7.0	/12	/12	/12	/12	/12	/12
0.5 4.7	<0.5 2.5	<0.5-2.9	0.6 3.7	<0.5 3.0	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5 5.0	0.6 3.6	0.8 3.5	0.6 3.7	1.1 3.1	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5-0.9	<0.5 1.1	0.5 1.3	<0.5-1.5	<0.5 1.4	/12	/12	/12	/12	/12	/12
<0.5 2.0	0.6 1.8	<0.5 1.3	<0.5-0.8	<0.5-6.6	/12	/12	/12	/12	/12	/12
0.9 5.3	0.8 1.6	0.6 1.7	0.6 1.5	0.6 3.4	/12	/12	/12	/12	/12	/12
1.3 1.2	0.9-2.2	1.2-2.5	0.7 1.0	0.6 8.2	/102	/102	/102	/114	/102	/114
<0.5-2.9	<0.5 6.4	0.5 5.9	<0.5-5.5	<0.5 2.1	/60	/60	/60	/60	/60	/60
5.7 5.6	4.8 2.8	3.1 4.6	3.1 3.3	2.8 10.0	/60	/60	/60	/60	/60	/60
2.5-1.0	2.6 1.1	2.7 1.2	2.7 8.2	2.2 9.8	48/48	41/48	39/48	40/48	43/48	40/48
2.2 1.7	1.6 6.3	2.4 7.6	3.0-6.4	2.6 8.2	48/48	37/48	32/48	32/48	46/48	40/48
2.3 4.1	2.3 3.9	2.9 4.8	3.0 5.0	2.9 3.7	/12	/12	/12	/12	/12	/12
1.6 8.7	1.1-1.1	1.3-2.6	1.0 7.6	0.9 1.0	74/96	58/96	53/94	47/96	43/96	46/96
0.5-4.7	<0.5-3.4	0.5-3.6	<0.5-2.6	<0.5 2.9	15/96	23/96	9/96	15/96	23/96	3/95
<0.5-2.0	<0.5-1.9	0.6 1.8	0.5 1.5	0.5 1.2	0/21	0/24	0/21	0/21	0/24	0/24

昭和58年度水質測定結果総括表(生活環境項目)

水域名		類型	N	pH			DO (mg/l)		
				x/y	%	min~max	x/y	%	min~max
河川	千代川	AA	5	0/60	0	6.6~7.7	0/60	0	7.5~13
		A	2	0/24	0	6.9~7.6	6/24	25.0	6.6~12
	天神川	AA	3	0/54	0	7.1~7.6	1/54	1.9	6.8~13
		A	2	0/42	0	7.0~7.6	3/42	7.1	6.7~12
	日野川	AA	6	0/90	0	6.7~7.9	0/90	0	8.4~14
		A	2	0/42	0	6.9~7.7	0/42	0	7.8~13
湖沼	湖山池	A	4	6/48	12.5	7.5~9.0	6/48	12.5	6.9~13
		A	4	18/48	37.5	7.3~9.7	4/48	8.3	6.1~13
	中海	A	12	38/192	19.8	7.9~9.3	94/192	49.0	2.2~16
海域	美保湾	A	7	8/83	9.6	8.1~8.5	30/83	36.1	6.2~9.9
		B	1	1/12	8.3	8.2~8.4	0/12	0	5.9~9.5
	日本海	A	30	0/87	0	8.1~8.3	49/87	56.3	6.5~8.2
計	河川	AA	14	0/204	0	6.6~7.9	1/204	0.5	6.8~14
		A	6	0/108	0	6.9~7.7	9/108	8.3	6.6~13
	湖沼	A	20	62/288	21.5	7.3~9.7	104/288	36.1	2.2~16
		A	37	8/170	4.7	8.1~8.5	79/170	46.5	6.2~9.9
	"	B	1	1/12	8.3	8.2~8.4	0/12	0	5.9~9.5
合計			78	71/782	9.1		193/782	24.7	

(注) x/y 環境基準に不適合の日数/総測定日数

中海のCODについては農林水産省中海干拓事務所調査分はアルカリ法であるため計上していない。

BOD又はCOD (mg/l)			SS又は油分 (mg/l)			大腸菌群数 (MPN/100ml)		
x/y	%	min~max	x/y	%	min~max	x/y	%	min~max
(BOD) 23/60	38.3	<0.5~2.0	(SS) 0/60	0	<1~19	60/60	100	1.3×10 ² ~7.5×10 ⁴
2/24	8.3	<0.5~2.8	1/24	4.2	<1~31	23/24	95.8	7.2×10 ² ~4.9×10 ⁴
4/54	7.4	<0.5~2.0	1/54	1.9	<1~30	54/54	100	1.3×10 ² ~3.3×10 ⁴
3/42	7.1	0.5~4.0	0/42	0	2~16	42/42	100	2.8×10 ³ ~4.9×10 ⁴
18/90	20.0	<0.5~3.2	1/89	1.1	1~32	87/90	96.7	2.0×10 ³ ~3.5×10 ⁴
1/42	2.4	<0.5~2.7	0/42	0	2~23	31/42	73.8	1.7×10 ² ~3.5×10 ⁴
(COD) 40/48	83.3	2.2~9.8	(SS) 43/48	89.6	4~31	7/48	14.6	2.5×10 ¹ ~9.8×10 ³
40/48	83.3	2.6~8.2	44/48	91.7	4~45	19/48	39.6	3.3×10 ¹ ~1.8×10 ⁴
46/96	47.9	0.9~10	141/192	73.4	2~30	14/118	11.9	<1.8~1.9×10 ⁴
(COD) 3/83	3.6	<0.5~2.9	(油分) 0/83	0	ND	3/83	3.6	<1.8~2.7×10 ³
0/12	0	0.6~2.3	0/12	0	ND	/12		<1.8~1.3×10 ³
1/87	1.1	<0.5~2.1	0/87	0	ND	1/87	1.1	<1.8~2.0×10 ³
45/204	22.1	<0.5~3.2	2/203	1.0	<1~32	201/204	98.5	2.0×10 ¹ ~7.5×10 ⁴
6/108	5.6	<0.5~4.0	1/108	0.9	<1~31	96/108	88.9	1.7×10 ² ~4.9×10 ⁴
126/192	65.6	0.9~10	228/288	79.2	2~45	40/214	18.7	<1.8~1.9×10 ⁴
4/170	2.4	<0.5~2.9	0/170	0	ND	4/170	2.4	<1.8~2.7×10 ³
0/12	0	0.6~2.3	0/12	0	ND	/12		<1.8~1.3×10 ³
181/686	26.4		231/781	29.6		341/708	48.2	

資料21 鳥取市内各水準点沈下量の経年変化

(単位: cm)

水準点番号	029 119	009 209	(1)	029 118	1067	(3)	1068	(2)	(4)
所在地	(田園町三丁目) (29号線茶あど前)	(松並町二丁目) (9号線ホルモンマコ前)	寿 (西中町)	西 (町五丁目) (太平ビル前)	本 (町一丁目) (遷一橋小)	行 (慈眼寺)	新 (景福寺)	吉 (方温泉一丁目) (日進小)	幸 (市立病院町)
昭和50・51年度の沈下量 (S49.6~51.6)	7.63 (3.82)	3.78 (1.89)	4.02 (2.01)	3.43 (1.72)	3.41 (1.71)	2.85 (1.43)	1.58 (0.79)	1.82 (0.91)	0.71 (0.36)
昭和52年度の沈下量 (S51.6~52.7)	4.22 (3.90)	2.22 (2.05)	2.25 (2.08)	1.79 (1.65)	1.80 (1.66)	1.55 (1.43)	1.03 (0.95)	0.95 (0.88)	0.67 (0.62)
昭和53年度の沈下量 (S52.7~53.7)	3.55	2.04	2.02	1.99	1.55	0.99	0.83	0.58	0.43
昭和54年度の沈下量 (S53.7~54.7)	3.66	2.37	1.64	1.29	1.00	0.78	0.49	0.67	-
昭和55年度の沈下量 (S54.7~55.7)	3.80	1.13	1.09	1.20	0.62	0.48	0.25	0.15	-
昭和56年度の沈下量 (S55.7~56.7)	2.61	1.43	1.28	1.26	0.89	0.81	0.51	0.31	[S53.7 ~56.7] 0.51 (0.17)
昭和57年度の沈下量 (S56.7~57.7)	2.25	0.55	0.96	0.49	0.46	0.22	0.94	0.14	+0.04
昭和58年度の沈下量 (S57.7~58.7)	1.16	1.03	0.55	0.35	0.33	0.46	0.12	0.19	0.33
[S49.6 ~58.7] の沈下量	28.88	14.55	13.81	11.80	10.06	8.14	5.75	4.81	2.61

(注) 1) 沈下量の()は1年間の沈下量に換算したもの。
 2) -は測量しなかったもの。
 3) 沈下量の+は隆起したもの。

029 116	1121	1066	(5)	053 133	「建」	029 117	(7)	(8)	009 210	(9)	(10)
吉 (方温泉四丁目) (国道29号線)	立 (川町四丁目) (大雲院)	(吉 (サイクルショノ ヨネザワ付近) 成)	富 (職業訓練校) 安)	今 (町二丁目) (今町交差点)	(建 (取工省事務所) 鳥取)	(庖 (エンドウ理容店横) 人町)	秋 (因幡浄苑) 里)	江 (中央病院) 津)	(安 (9号線安長バス停) 長)	秋 (荒木神社) 里)	秋 (工業試験場) 里)
0.82 (0.41)	0.51 (0.26)	0.43 (0.22)	0.64 (0.32)	0.41 (0.21)	/	/	/	/	/	/	/
0.46 (0.42)	0.46 (0.42)	0.48 (0.44)	0.43 (0.40)	0.47 (0.43)	/	/	/	/	/	/	/
0.13	0.30	0.33	0.45	0.32	[S53 設置]	/	/	/	/	/	/
-	-	-	-	(亡失)	8.47	[S54 測量 開始]	/	/	/	/	/
-	-	-	-	[S54 再設]	5.38	0.42	[S55 設置]	[S55 設置]	[S55 測量 開始]	[S55 設置]	[S55 設置]
[S53.7 ~56.7] 0.68 (0.23)	[S53.7 ~56.7] 0.76 (0.25)	[S53.7 ~56.7] 0.71 (0.24)	[S53.7 ~56.7] 0.38 (0.13)	0.22	4.45	0.45	4.36	3.84	2.42	1.74	1.46
0.22	0.03	0.05	0.01	+0.13	2.73	0.26	2.90	2.57	1.62	0.70	0.77
0.09	+0.13	0.29	0.22	0.16	2.28	0.16	2.56	2.37	1.36	0.68	1.18
2.40	1.93	2.29	2.13	[S49.6 ~53.7] 1.20 [S55.7 ~58.7] 0.25	[S53.7 ~58.7] 23.31	[S54.7 ~58.7] 1.29	[S55.7 ~58.7] 9.82	[S55.7 ~58.7] 8.78	[S55.7 ~58.7] 5.40	[S55.7 ~58.7] 3.12	[S55.7 ~58.7] 3.41

資料 2 2 公害関係用語の解説

【大 気】

硫黄酸化物 (SO_x)

石油、石炭その他硫黄分を含んだ燃料が燃えて生ずる汚染物質で、主に二酸化硫黄 (SO₂) と若干の三酸化硫黄 (SO₃) であり、大気汚染の主役の一つである。

一酸化炭素 (CO)

燃料などが不完全燃焼する際に発生する大気汚染物質で主な発生源は自動車といわれる。一酸化炭素が体内に吸入されると、血液中ヘモグロビンと結合して酸素の補給を妨げ、貧血を起こしたり、中枢神経をまひさせたりする。

K 値 規 制

施設ごとに煙突の高さに応じた硫黄酸化物許容排出量を求める際に使用される大気汚染防止法で定められた定数である。K値は地域ごとに定められており、施設が集合して設置されている地域ほど規制が厳しく、その値も小さい。

光化学オキシダント

自動車排出ガスなどに含まれる窒素酸化物と炭化水素が紫外線により化学反応を起して生成されるもので、オゾン、アルデヒド (RCHO)、PAN (RCO₃NO₂パーオキシアセリナイトレート) などの酸化性物質を総称したものである。高濃度になるとスモッグを形成し、目やのどを刺激し、呼吸困難を引き起こす。また植物などに被害を与える。

塩化水素 (HCl)

大気汚染防止法で定められた有害物質の一つである。廃棄物の中の塩化ビニールなどの塩化物が燃焼するときに発生し、水と反応して塩酸を生成し、炉の内部や煙突などを腐食する。

窒素酸化物 (NO_x)

窒素酸化物は石油、ガス等燃料の燃焼によって発生し、発生源は工場、自動車、家庭の厨房施設等多種多様である。一酸化窒素 (NO)、二酸化窒素 (NO₂)、無水亜硝酸 (N₂O₃)、亜酸化窒素 (N₂O) 等など窒素酸化物の形態は多種多様であるが、大気中に存在するのは主に一酸化窒素と二酸化窒素である。これらは光化学オキシダントの原因物質の一つである。

ばいじん

石油や石炭等燃料の燃焼に伴い発生するすす等の未燃焼固体粒子をいう。

粉 じ ん

大気汚染防止法では、物の破碎、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質をいう。

【騒音・振動 悪臭】

暗騒音

ある場所である音を対象として評価する場合に、対象とする音を除いたときその場所における騒音を、対象音に対し暗騒音という。

騒音レベル

JISに規定される騒音計で測定して得られるホン、又はdB(デシベル)数であり、騒音の大きさを表わすものである。一般には騒音計の聴感補正回路A特性で測定した値をホン、又はdB(A)で表わす。騒音の規制基準等はすべて騒音レベルによる。

振動レベル

振動の加速度をデシベル(dB)で表わした加速度レベルに振動感覚補正を加えたもので、単位としては、デシベル(dB)が用いられる。通常振動感覚補正回路をもつ公害用振動計により測定した値である。

悪臭物質

悪臭防止法では、現在次の8物質を悪臭物質として定めている。

- (1) アンモニア(NH_3) ……刺激臭、し尿臭
- (2) メチルメルカプタン(CH_3SH) ……タマネギの腐敗臭
- (3) 硫化水素(H_2S) ……卵の腐敗臭
- (4) 硫化メチル($(\text{CH}_3)_3\text{S}$) ……キャベツの腐敗臭
- (5) トリメチルアミン($(\text{CH}_3)_3\text{N}$) ……魚の腐敗臭
- (6) 二硫化メチル($(\text{CH}_3)_2\text{S}_2$) ……ニクの腐敗臭
- (7) アセトアルデヒド(CH_3CHO) ……果実様刺激臭
- (8) スチレン($\text{C}_6\text{H}_5\text{CHCH}_2$) ……ポリエチレンなどの加工臭

官能試験法

悪臭の測定法には、機器分析法と官能試験法がある。悪臭防止法による悪臭規制は機器分析法に基づく指定悪臭物質の規制基準を設定することで行われているが、悪臭発生源及び複合臭など臭気物質の多様化に対応しえない状況が出てきていることから、官能試験による悪臭測定が行われ始めた。官能試験法は嗅覚に基づき、悪臭の強さを測定しようとするもので、通常、悪臭を含んだ試料空気を無臭空気で希釈して、におわなくなるまでの希釈倍率で臭気の強さとするものである。三点比較式臭袋法はこの試験法の一つである。

三点比較式臭袋法

悪臭濃度を測定する官能試験法の一つで、臭いを含んだ空気袋1つと無臭空気袋2つと計3つの袋を試験者(6人以上)にかがせ、臭いを含んだものをあてる方法で、3つの袋を順次希釈して行き、

臭いがわかる程度の希釈倍率を確率的に求め、それをもって臭気濃度とするものであり、機器分析法による現在の特定物質に基づく規制と異なり、どのような臭気や業種にも適用できることから、悪臭規制法にも採用が見込まれている。

【水 質】

健康項目

水質汚濁物質の中で、人の健康に有害なものとして定められた項目である。これには、シアン、蓄積性のある重金属類のカドミウム、水銀、鉛、クロムなど、また、科学技術の進歩で人工的に作り出した物質、例えばPCBなどがある。

環境中の濃度については、人の健康の保護に関する環境基準により物質ごとに定められている。

工場などからの排水中に含まれる有害物質の量は、物質の種類ごとに排水基準として排出許容限度が定められている。

生活環境項目

水質汚濁物質の中で、生活環境に悪影響を及ぼすおそれのあるものとして定められた項目をいい、現在、pH、DO、BOD、COD、SS、大腸菌群数などが定められている。

環境基準は、河川、湖沼、海域別に、水道、水産、農業用水、工業用水、水浴などの利用目的に適応した類型によって基準が定められ、排水基準も健康項目と同様に項目別に定められている。

pH (ペーハー)

pHとは、水素イオン濃度を示す尺度で、中性の水ではpH7、酸性になると7よりも小さく、アルカリ性溶液では7よりも大きくなる。例えば、牛乳は弱い酸性で、pH6程度、石けん液は弱いアルカリ性で、pH8から9程度である。試験紙の色やガウス電極pHメーターなどで測定する。水質関係では、生活環境項目の一つとされている。

BOD (Biochemical Oxygen Demand)

BODとは、生物化学的酸素要求量のことである。河川水や工場排水、下水などの汚濁の程度を示すもので水の中に含まれる有機性物質が一定時間、一定温度のもとで微生物によって生物化学的に酸化されるときに消費される酸素の量をいい、単位は mg/ℓ で表示される。

BOD値が高いことは、その排水中に分解されやすい有機物が多いことを意味し、河川の汚濁の指標とされる。

COD (Chemical Oxygen Demand)

CODとは、化学的酸素要求量のことである。

水中の有機物その他被酸化性物質を酸化剤で酸化し、残った酸化剤の量から消費された酸素量を算出し、 mg/ℓ で表示する。

酸化剤(通常過マンガン酸カリウムを使用)による酸化は、有機物と無機性被酸化物を区別する

ことができないことなどから、BODと異った値を示すが湖沼や海域の有機汚濁の指標として利用されている。

SS (Suspended Solid)

SSとは、浮遊物質のことである。生活環境項目の一つであり、水中に懸濁している固体や浮遊固形物をいうが、ろ過や遠心分離によって分けられる。単位は mg/ℓ で表示される。SSは水の濁りの原因になるもので、水質汚濁の指標となる。

DO (Dissolved Oxygen)

DOとは、水中に溶けこんでいる酸素(溶存酸素)ことで、単位は mg/ℓ で表示される。清水中には普通7から14 mg/ℓ 程度あるが、汚染され、有機物が多くなると汚濁物質が酸素を消費するため溶存酸素量は減少する。

水の自浄作用や水中生物の生存には欠くことができない

大腸菌群数

大腸菌群数とは、生活環境項目の一つとして、水の汚濁、特に人畜の排せつ物などによる汚れを知る尺度として用いられる。

人畜の腸内に寄生する細菌などを総称して大腸菌というが、大腸菌の数が多いと他の有害細菌も多くなる疑いがある。検査は、大腸菌群として行い、河川水などでは100リットル中の群数を確率的に求めたもの(MPN=Most Probable Number)として表示する。

n-ヘキサン抽出物質(油分)

動植物油脂、脂肪酸、ワックス、グリース、石油系炭化水素など油分の総称である。海水や工場排水などをn-ヘキサンで抽出し、n-ヘキサン可溶性物質として定量して、 mg/ℓ で表わす。

有機汚濁物質

有機汚濁物質とは、工場、事業場排水はもとより、一般家庭から排出されるし尿や雑排水などに多く含まれている物質で、一般的には腐敗するような物質あるいは燃えるような物質を有機物質といっている。

【地盤沈下】

水準点

土地の標高を表わす標石で、水準測量の基準として用いられている。地盤の変動状況を測定するには、この水準点を用い、標高の変化を精密水準測量によって測り、変動を出す。

精密水準測量

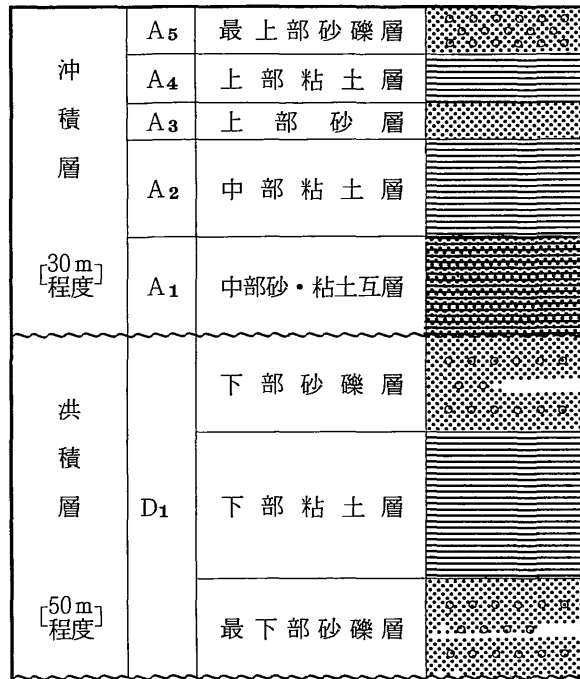
最も精度の高い水準測量で、地盤沈下や地殻変動等の調査のために実施される。精密レベルと精密標尺を用い、誤差ができるだけ消去されるように、また、最も小さくなるような測定方法がとられている。

沖積層

いまから1万年前から現在に至るまでたい積してきた地層で、河川の流域や海岸沿いの低地に分布している。粘土・シルト等で構成されている。

鳥取平野の代表的な地層構成の模式図は下図のとおりである。

鳥取平野模式図



基盤岩